

広島市告示（安佐北区）第10号

令和7年3月11日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年3月11日から同月25日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
県道	宇津可部線	安佐北区亀山南二丁目 328番地5 地先から 安佐北区亀山二丁目 638番地1 地先まで	令和7年3月11日